

附記

要求書

- 一 労働組合の解散を絶対反対
- 二 正月及び二月擴張料即時支拂
- 三 給料の翌月、五日迄に金額を支拂
- 四 強制勸誘絶対反対
- 五 水社ヨリ、給料金額支拂
- 但し食費は、内金
- 六 石田君ヲ排斥スルコト
- 七 遅刻ニ依リ罰金ヲ撤回シ今日迄ノ口利金ヲ拂戻ス
- 八 減紙罰絶対反対
- 右要求條項ノ内一ヶ條ヲ
- 絶対ニ配重セス

6. 2. 9
2/07

社第三五二部
昭和六年二月三日

岩瀬徳盛

内務大臣 安達謙蔵 殿
 社会局長 吉田 茂 殿
 各廳 在 縣 官 官 殿

又 山 崎 一 二 日 解決 一 二 日

時事新報直配所(中世時書)共働會議三系ニ付 (共働一解決)

要旨 労働組合解散を絶対反対
 労働組合ニ付、三月十日付、行果解決を市報

標記等、一月廿一日付函改善ニ端シ、抗争中ナリシカ、今日
 廿四日五課ニ依リ解決セル状況左記ノ通りニ有之